

2. 学校経営

【校訓】 協力・自律・敬愛

【教育目標】

自立 ～自ら考え、ともに学び、高めあう生徒の育成～

【めざす生徒像】

- ・自ら考え、行動する生徒
- ・自分も他者も大切にしている生徒
- ・課題に対して粘り強く取り組む生徒

I. 令和5年度学校経営にあたっての基本方針 下記の3つの柱を学校経営の基本方針とする。

- ・確かな学びと自立の心をはぐくむ教育の充実（学ぶ喜びのある学校）
- ・子どもの人権を尊重した教育の推進（笑顔あふれる学校）
- ・倫理観・規範意識の向上（信頼される学校）

II. 本年度の重点目標

枚方市教育委員会「令和5年度学校園の管理運営に関する指針」を踏まえた教育活動の展開として

1. 学力向上委員会や教科会の各組織、また、学力向上担当者及び教科代表を中心として、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的で対話的で深い学びの実現にむけた更なる授業改善と家庭学習の定着に向けての取り組みを推進する。
2. 学習指導要領に基づき「個別最適な学び」と「協働的な学び」等に向けた授業の展開、自学自習の定着に向けた放課後学習や家庭学習におけるタブレット端末の効果的な活用と教員のICTの活用力及び指導力の向上を目指す。
3. 研究授業・公開授業の実施やHyper-QU実施等において外部有識者、地域人材、小学校や幼稚園等の就学前施設とも連携し、教員の授業・学級(学年)経営・生徒指導等の指導力の更なる向上を目指す。
4. 集団活動に自主的、実践的に取り組み、学級において互いのよさを認め、集団や自己の生活上の課題を解決する資質・能力を育成する。
5. タブレット端末などICTを活用した学習を充実させ、クラスルームの充実した活用やオンライン授業等を実施し、安全安心な学習保障ができるよう進めていく。情報活用能力（情報リテラシー）を育成するとともに生徒の情報モラルの育成にも努める。
6. 保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図る。
7. 学校教育と生涯学習とをつなぎ、社会と関わる機会、文化・スポーツなどの体験活動の充実、持続可能な開発目標（SDGs）の探求の実施により、未来への可能性を最大限に伸ばす学習環境づくりに努める。
8. 学校司書・司書教諭の専門性を活用し、読書センター機能の充実と学校図書館の効果的な活用と朝読書、ビブリオバトル等、読書活動の推進と実施。
9. 教育活動全体を通じ道徳教育を推進し、指導法や評価のあり方についての研究をさらに深める。
10. すべての生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実を努める。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた、支援教育の充実と障害のある生徒や配慮を要する生徒に対するタブレット等の効果的な活用による支援。個々に合わせた家庭学習や自学自習などICTの活用等による個別最適化された学びの実現。
11. 「部落差別の解消の推進に関する法律」を始め人権課題に関する法律を踏まえた教職員の豊かな人権意識・感覚の醸成及び人権尊重の視点に立った人権教育の取組充実。
12. 評価の妥当性と信頼性を図る。
13. 教職員の資質向上と服務規律の遵守
14. 学校の組織としてのあり方や業務の改善を進め、様々な教育課題や緊急的な事案に対し教職員が一体となり、迅速且つ適切に対応できる仕組みの構築を目指し、職場環境の是正、校務や行事の精査・精選による業務改善に努める。
15. 社会に開かれた教育課程の実現、保護者と双方向の連絡手段の構築など、学校と保護者との連絡体制の充実。

Ⅲ. 本年度の具体目標

(1) 学習指導の充実単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的で対話的で深い学びの実現

①授業づくり

- ・単元計画の作成等、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し「つけたい力」を明確にした授業を行い、各単元ごとに「単元テスト」を行いながら、生徒の理解度を図りながら授業づくりをおこなう。
- ・「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の育成のため、「Hirakata授業スタンダード」を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現。
- ・「全国学力・学習状況調査」について、全教員で問題分析、自校採点を行い、生徒の実態を把握し、授業改善や個に応じた指導等に活かす。同じく「チャレンジテスト」の結果から、生徒の学力や学習状況等を把握・分析し、学力向上に向けた成果や課題を検証するとともに、各教科の評価についても検証する。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究を行う。
- ・言語能力は、すべての教科等における学習の基盤となる資質・能力として重要なものである。その育成にあたっては、国語科を中心としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行う。府教育委員会が提供している学習教材(ことばのちから等)も積極的に活用していく。
- ・生徒がSDGsをはじめとした国際社会のめざすべき方向性や社会課題に向き合い、その解決に向けて具体的な取組を行うことができるよう、教科等横断的に課題発見とその解決能力を育成できるよう取り組む。
- ・指導による成果や課題や課題解決のための学校の取組について、地域、保護者等に積極的に公表するよう努める。生徒、教職員、地域、保護者等が参画し多様な観点から授業の評価・検証を行う。
- ・授業評価を通じた授業改善のシステムづくりに努め、授業公開等による授業研究を積極的に行う。

②教育課程

- ・学習指導要領に則し、適正な教育課程を編成し、学校の具体的な教育目標を設定する。その実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てる。
- ・編成した教育課程に基づき、学習指導要領に示された内容を適切に指導する。
- ・教育課程の実施においては、年間標準授業時数を確保し、生徒や各学校の実態に基づき、行事の精選等を行うなど、今までの教育課程の改善を意識し、効果的な教育活動を行う。

③学習評価

- ・教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、多面的・多角的な評価の適切な実施を図る。
- ・学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、学習指導の在り方を見直し、学校における教育活動の組織的な改善も行う。
- ・学習評価の妥当性・信頼性を高める為、府作成の資料等の活用や組織的な検証改善の取組を確実に進める。
- ・小学校で実施の学期末テスト等の結果を中学校における学習指導等にも積極的に活用する。
- ・指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行う。
- ・通知表は、指導要録との整合性を図り、生徒の学習意欲を向上させるものし、保護者の理解を得るよう努める。

④学習規律、授業規律

- ・チャイムまでの授業準備と授業開始時は座礼を行う。授業に臨む姿勢を大切に、チャイムと共に授業を開始する。
- ・「声のものさし」の徹底、あたたかな聴き方とやさしい話し方等、学びの姿勢と周りへの配慮を身につける。
- ・「枚方スタンダード」の徹底と及び掲示物や机、棚等の整理整頓といった学習環境の充実を図り、児童・生徒の発達段階に応じた学習規律を確立する。

⑤自学自習力の育成

- ・家庭学習の定着に向け、「学習のてびき」の作成・実践、「自主学習ノートのすすめ」を活用した自主学習ノートの取組の充実等、義務教育9年間の系統的な自学自習力向上の取組を実施する。
- ・学習コンテンツを活用し、授業や放課後学習、家庭学習等、1日の学びの連続性に重きを置いた取組を進める。また、生徒の自学自習力の育成に努め、「力だめし」「単元確認」「学習指導ツール」等の有効活用を図る。

⑥校内研究・研究指定校の取組

- ・校内研究に外部の有識者、地域人材、小学校や幼稚園等の就学前施設とも連携し、授業力向上、授業改善を図る。また、「Hirakata授業スタンダード」並びに蹊跰中学校グランドデザインに基づき、授業改善及び家庭学習の定着に向けた研究指定校の公開授業・研究協議会に積極的に参加する。同じく、小中連携推進校(外国語)として取組の成果を広めていく。

⑦情報活用能力の育成

- ・「GIGAスクール構想の実現」に向けて整備した「1人1台端末」や校内のICT環境を利用し、全ての教員が端末等を効果的に活用して授業等に積極的に取り組み、ICT活用指導力の向上に努める。
- ・プログラミング教育を含めた情報教育について、校内研修等を実施することで、情報教育の理解を深めるとともに、推進に努め、目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解するとともに自らの情報活用について振り返りながら理解を深める授業を展開できるようにする。

- ・自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の利用による健康との関わりを理解することなど、生徒の情報モラルの育成に努める。ICTの管理の分掌を設置し、ICT機器活用に向けた組織体制を構築し、教科会や学年会、学力向上委員会とも連携させながら、組織的な情報教育の推進・普及に努める。

⑧英語教育

- ・英語教育は授業は英語で行うことを基本とする。授業中の生徒の言語活動の時間を確保し、充実させる。また、各学校が作成した「CAN-DOリスト」を生徒に示し活用し、4技能（5領域）をバランスよく指導し評価の充実を図る。全国学力学習状況調査の結果を分析して課題を把握し、授業改善や個に応じた指導等に活かす。NET（外国人英語教育指導助手）については、中学校英語科教員とのチーム・ティーチングによる授業を適正に実施するとともに、中学校における授業外での活用や、中学校区の小学校における外国語（英語）教育での活用回数を増やすなど、積極的に活用する。
- ・小中連携推進（外国語）学校の取り組みを活かし、小学校から中学校への円滑な接続に留意し、指導する。また、府・地区主催の合唱大会等への参加、近隣高等学校との連携も可能な限りおこなう。

⑨教科・領域等の指導

- ・総合的な学習の時間は、探究的な見方・考え方を働かせ、自ら課題を見つけ、よりよく解決していく中で、自分の生き方を考えていくための資質・能力が育成できるよう横断的・総合的な学習を行う。また、目標及び内容を他教科等の目標および内容との違いに留意しながら定め、学校の教育目標と関連づけた全体計画及び年間指導計画を作成し、ねらいを十分に踏まえ、1人1台のタブレット端末を活用するなど情報活用能力も育成しながら、地域の教育資源の活用や身近な地域・社会の課題を取り扱ったり、生徒や地域の実態等に応じた教育活動を展開することを目指す。
- ・国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図る。また、郷土に愛着を感じることができるよう、枚方市歌を知り、様々な場面で親しむ機会を設ける。
- ・諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育の推進とともに、公共の精神を培い、平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を養う。
- ・政治的教養を育む教育で政治や選挙に関心を持ち、主体的に判断し行動できる力の基盤を習得できるよう指導する。
- ・社会においては、適切な資料も活用しながら、国際的な視野を持つとともに、基本的な事実に基づいて指導し、生徒が、多面的・多角的な考察、公正な判断、適切な表現等ができるよう指導する。
- ・保健体育においては、生徒の体力・運動能力を向上させるため、積極的に体を動かす意識を持たせ、学校教育全体で創意工夫を凝らした体力づくりに取り組む。また、「武道」の指導に当たっては、施設・用具等の点検や生徒の技能の段階に応じた指導等、安全面に十分配慮し行う。
- ・社会科においては、国旗及び国歌の意義等について適切に指導する。

⑩環境教育

- ・環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進する。「S-EMS」との関連も図る。

⑩安全・保健指導

- ・実験・実習や実技指導等で生じる恐れのある危険を予測し、教具・器具・薬品等の事前確認及び予備実験等の実施、事後の処理を他の教職員との共有を図りながら、生徒の安全確保及び安全管理に十分に配慮する。
- ・体育の活動において、内容や人数を踏まえ、十分な広さを確保し、技術指導では、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行う。また、生徒に対し、活動に伴う危険性について理解させ、ルールやきまりを順守し競技等を通して、相手を尊重する情意面の育成に努める。使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特に、ゴールやテント等については、確実に固定するなど安全策を徹底する。

⑪指導方法の工夫改善

- ・「指導方法の工夫改善定数」は事業の趣旨を十分踏まえて活用の上、生徒の学習達成度を把握するため、中・長期的な見通しを持ちながら、短期的に数値で検証できるものを指標として設定することで、定期的な効果検証に努め、その結果を活かした指導方法の工夫改善を図る。
- ・外国から編入した生徒については、それぞれの状況に配慮し、個に応じた指導を進める。学校生活に十分適応できる体制を整える。

⑫読書活動の推進

- ・朝読書、並行読書、ビブリオバトルなどの読書活動や総合的な学習の時間での調べ学習の実施等、策定した年間計画に則って司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進する。豊かな心を育て、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、確かな学力を育成する。学校司書の専門性を活かし、読書活動を推進、学校全体で学校図書館の有効活用を図る取り組みに積極的に取り組む。
- ・読書センター機能の充実させ、発達段階に応じた読書環境づくり、読むことの習慣や読む力、考える力を育成することに努める。各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、生徒の情報活用能力の育成や主体的な学習活動の支援を図る。

(2) 生徒指導の充実

①校内生徒指導体制の確立

- ・生徒指導主事は、学校の生徒指導全般にわたる業務の企画・立案・処理に努め、管理職や関係諸機関との連絡調整を図り、問題への組織的対応の要の役割を果たす。各学年の生徒指導担当は、学年の生徒の状況を各教職員からの情報等を集約し、必要に応じて学級担任を中心として組織的対応を行うべく生徒指導主事に報告、連絡、相談を行いより機能的な生徒指導体制の充実に努める。
- ・安全・安心な教育環境の充実に努める為、一人1台端末を活用し、生徒の「心」と「体調」を振り返る機会を設けたり、日頃から生徒の言動、状況等生活実態を把握するなどを通して、学級、学年の集団作りと、生徒の豊かな人格形成、自己指導能力の育成等、生徒の成長を促す指導を推進する。
 - ・いじめ・暴力行為等の問題行動が発生時、一体となった指導体制のもと、適切な初期対応と直ちに情報集約、情報共有、事実関係を正確に把握した上でケース会議を実施等、組織的な対応を行う。
 - ・生徒指導主事が中心となりレベルに応じた問題行動（非行）への対応チャート（枚方市版）及び「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用し、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図る。また、枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、小学校間・中学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努めるとともに専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努める。
 - ・非行防止教室や自転車安全教室を関係機関と協力し開催する。
 - ・「枚方市生徒指導マニュアル」等を活用して、校内研修の一層の充実に努める。

②生徒の規範意識の醸成

- ・「挨拶のできる習慣作り」、「時間を守る意識を持つ」、「きれいなで落ち着いた学習環境の大切さ」を教職員全員で共有並びに模範となるよう実践をし、人・時・物を大切にすることを育てる。規範意識と自己指導能力の育成に努める。
- ・暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見・再発防止を図るため、生徒に対する日常的な働きかけの中で、規範意識の醸成に努める。
- ・生徒会等の自治活動の活性化を進め、自尊感情を高める取組を実施する。
- ・自尊感情や自己肯定間の低さから、いじめ事象が起こる確率は高くなるということを全教職員で確認し、生徒のよいところを伸ばす取組を進める（掲示物の充実など）。

③いじめの防止

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努める。
 - 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、理解を深めるとともに、積極的な認知のために、アンケート調査を実施、個人面談等による実態把握に努める。
- ・生徒・保護者からいじめについて相談があった場合や発見・通報を受けた場合は、教職員は、一人で抱え込むことなく、「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有し、当該組織を中心に、速やかがいじめの事実と真摯に向き合い生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴し、関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える
- ・生起したいじめに対し、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応する。また、SC、SSW、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図る。
- ・いじめの解消については、相当の期間においていじめに係る行為が止んでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守るとともに、解消後においても再発防止に努める。
- ・障害のある生徒や外国にルーツのある生徒、性的マイノリティ等に係る生徒等に対して、いじめが行われることがないように、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い保護者との連携、周囲の生徒に必要な指導を組織的に行う。
- ・すべての生徒が自他共に認め合える人権感覚を高める取組となっているかを常に点検し生徒会活動等の自主的な活動を支援し、いじめのない学校づくりを推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった生徒や障害のある児童・生徒や外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないように、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。
- ・生徒が自他共に認め合える人権感覚を高める取組となっているかを点検する。生徒会活動等の自主的な活動を支援し、いじめのない学校づくりを推進する。また、インターネット・SNSを介したいじめについては、生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付ける。研修等を行い教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発も努められるようにする。

④不登校生徒への支援

- ・不登校生徒及び不登校の兆しのある生徒に対し、機を逃さず家庭訪問をするなどきめ細やかで適切な対応を図り社会的自立に向けて取組を進める。
- ・早期発見の観点から、欠席が継続している生徒に対して、定期的な安全確認を行う。
- ・不登校生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、卒業後の主体的な進路選択への支援にも努めるとともに、

生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、民間の団体等との連携を含め、実情に応じた適切な支援を行う。

- ・不登校が長期化している生徒への支援に努め、必要に応じて「適応指導教室（ルポ）」等との連携を図り、教育の機会の確保を図るよう努める。
- ・日々の学校生活において、生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりができるよう、取組を推進する。

⑤体罰根絶

- ・体罰の根絶について、日々の実践を再点検し、正しい生徒理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」等を活用して教職員全体の共通認識を深める。

⑥その他

- ・学校でのスマートフォン等の取り扱いについては、教育活動に支障が出ないように指導する。また、タブレット端末等の効果的な活用を進めるためにも情報活用能力（情報リテラシー）を育成と情報モラルの育成に努め、その有用性・危険性を理解させ、正しくネットを使い、適切な使用時間を守る等、自ら対処できる力を育成する。外部講師を招聘する等学ぶ機会をえて、SNSや無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行う。被害・加害から生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応する。
- ・薬物乱用防止教育を学校保健計画の中に位置付け、学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催し、危険性についても理解させ、決して使用することのないよう指導する。喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組む。
- ・教育相談体制を充実し生徒及び保護者の不安や悩みを受け止められるよう、相談窓口を周知する。
- ・各家庭、PTAや地域諸団体との情報交流を行い、少年非行等の防止と解決を図る。また校区の状況把握、学校と家庭との関係を築くため、校区見回り、オープンスクール、保護者集会、三者懇談会、家庭訪問等を生徒の実態に合わせて、実施する。
- ・校則の内容は生徒の人権に配慮し、生徒の実情や社会の状況などを踏まえ適切に見直していく。

(3) 支援教育の充実

①校内体制の充実

- ・人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営、教職員研修の実施、支援学級担任と通常の学級担任が連携等、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。
- ・通常の学級には発達障害等支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍していることを前提にすべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫や方法を明確にした指導・支援の充実を図り、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、全校的な支援体制を確立する。そのため校内組織体制を整備し、すべての生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進める。「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。
- ・教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、障害の有無に関わらず、支援教育の視点を踏まえた生徒への理解を、すべての教職員に浸透するよう取組を進める。また、支援教育に対する専門性を高め、障害のある生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図る。
- ・支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を積極的に活用して、校内支援体制の充実に努める
- ・医療的ケアについての一般的な知識や子どもへの理解、緊急時の対応等について、研修等により理解を深める。
- ・医療的ケアが必要及び基礎疾患がある等、重症化リスクの高い生徒に対しては、主治医、学校医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校生活を送れるように適切な対応に努める。

②教育課程の充実

- ・支援学級における指導の内容及び指導時数に十分留意し、障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し、支援学級において実施する特別な教育課程として必ず自立活動を編成し、自立活動の充実、各教科の目標や内容を発達段階に応じて他学年の教科の目標や内容に替える等、当該生徒の実態に応じた教育課程の編成、指導方法の工夫や改善に努め実施する。
- ・支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実に努め、また、支援学校との交流及び共同学習について、より一層の充実を図る。

③個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

- ・支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用、個に応じた指導を充実させる。
- ・通常の学級に在籍する発達障害等のある生徒の指導にあたり、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努める。尚、個別の教育支援計画を作成・活用する際、合理的配慮の内容を明記等、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに関係機関等との連携を促進・効果的な活用のために、定期的に評価・点検・見直しを行い、内容の充実を図る。
- ・個別の指導計画を作成・活用する際は個別の教育支援計画との関連を図り、生徒一人一人の障害の状況や心身の発

達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細かな指導の工夫に努め、実施状況を適宜評価し、改善を図る。

- ・障害のある生徒の進路について十分に情報提供し、進路の確保に努める。
- ・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継かれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎが確実に実行されるよう努める。

④通級指導教室

- ・通級指導教室での指導・支援について趣旨を踏まえ、適切な教育課程の編成に努める。通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図る

⑤「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について

- ・全教職員は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図り、合理的配慮の観点から踏まえた支援教育に取り組む。

(4) 心の教育の充実（道徳教育、人権教育、平和教育等）

①道徳教育（「特別の教科 道徳」→「道徳科」と表記）

- ・道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、道徳教育の全体計画及び「道徳科」の年間指導計画を全教員の共通理解のもとに作成する。また、それぞれの学年で学習指導要領に示されたすべての内容項目を指導する。
- ・生徒の道徳性を養えるように、学校行事や総合的な学習の時間など日常的な体験はもちろんのこと、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等については、その行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながらか進める。
- ・道徳科の指導については、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養い、道徳的諸価値についての理解のもと、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換し、学級経営、教科指導、行事等あらゆる機会を通じて、道徳性の涵養に努める。
- ・道徳科の指導は、(1)読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習、(2)問題解決的な学習、(3)道徳的行為に関する体験的な学習などの指導方法を工夫して実践する。また、評価については、数値評価ではなく、児童・生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます記述式による個人内評価をする。
- ・「道徳科」の授業公開を家庭や地域社会へ積極的に挙行。「生命の尊重」など不変の価値観に基づき、一人一人の行動を見つめ直すために、保護者、地域の人々の参画などにより、家庭や地域社会と連携した道徳教育を進めることを目指す。
- ・「生命を大切に挙する」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを挙する」等、心の育成やあいさつ運動の取組について、道徳科その他の学校の教育活動を通じて推進する。

②人権教育

- ・人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう努める。生徒が自尊感情を持ち、互いを慈しむことができるよう、すべての教職員が人権に関する知的理解を深め人権感覚を身につけるための研修を組織的・計画的に挙行し、教職員一人一人が豊かな人権意識・感覚を持って人権教育を推進する。
- ・教職員自ら、人権意識を絶えず高めるよう心掛け、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。
- ・人権侵害事象等が生じた際には、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応する。その際、差別等を受けた生徒の人権を擁護することを基本とし、関係した生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努める。
- ・ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、枚方市の「防止指針」の徹底を図る。また、「性的志向・性自認」をからかいやいじめの対象にしたりすることもセクシャル・ハラスメントであることを教職員が十分認識し生徒に指導する。
- ・人権教育をさらに充実していくために、国の関係法令等に留意し、府や市の「人権教育基本方針」等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基礎として、各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間や教科外活動等において、計画的・総合的に推進する。指導にあたって、知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面したときに行動できる態度や技術・技能を身につけるよう指導・援助する。
- ・子どもを権利の主体者として認めていこうとする「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、教育活動全体を通じて、生徒の権利を尊重する精神を徹底する。・枚方市の「人権教育基本方針」を踏まえ、校内体制を整備して組織的な指導に努め、人権教育を推進する。
- ・人権侵害事象等が生じた際には、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応する。その際、差別等を受けた生徒の人権を擁護することを基本とし、関係した生徒等の背景や要因、事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努める。
- ・人権及び人権課題に関して、世界の状況を踏まえつつ、正しい理解を深め、様々な人権課題の解決をめざした人権教育を総合的に推進する。

- ・ジェンダー平等教育の推進の為、全ての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施する。性的マイノリティとされる生徒についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、幼児・児童・生徒が正しく理解できる教育に努める。
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の推進の為、関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進する。生徒等の人権意識の向上及びいじめ等による人権侵害事象等の未然防止を図り、障害のある生徒等の人権を尊重することを基本に、障害者理解を深める教育を系統的に実施する。
- ・児童虐待の防止にあたり、児童虐待への認識を深めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、生徒がささいなことでも相談できる体制を構築し、子どもの貧困等を含め、気になる生徒に対しては家庭訪問を行う等、生徒や保護者の状況把握、未然防止、早期発見・早期対応、SSWやSC等の専門家や関係機関との連携に努める。関係機関への通告後も、学校として組織的に対応し、児童虐待を受けた、または受けたとと思われる生徒が安心して学校生活を送れるよう、関係機関と連携を取りながら教職員間での情報共有を行う。
- ・要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている生徒について、関係機関から見守りの記録等を求められた場合、書面にて提供し、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合、理由に関わらず休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告をする。
- ・男女平等教育の推進、在日外国人教育の推進と日本語指導の充実、同和教育の推進、平和教育の推進等の人権的な課題解決への取り組みと共に、生徒会活動、各種行事を通じて、生徒の自主的自律的な精神、態度を育み、保護者にも働きかけ家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を積極的に推進する。

(5) 進路指導の充実

①キャリア教育

- ・生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立し、進学や就職に関するガイダンス機能の充実、3年間を見越したキャリア教育の推進に努める。
- ・キャリア教育は、小学校での総合的な学習の取組を参考に連携を図る。さらに幼児期の教育から中学校卒業後の教育への連続性も視野に入れ、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させる。小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができる「キャリア・パスポート」等のポートフォリオ的な教材の活用を図る。

②卒業後を見据えた進路指導

- ・3年間の踏跡中学校教育の集大成と位置づけ、学校全体で対応し、きめ細やかな情報提供をはじめ、生徒・保護者が十分理解し進路選択できるよう努める。生徒が、経済的理由により、進学を断念することがないように、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、活用できるよう適切に指導する。障害のある生徒や日本語指導を必要とする生徒及び保護者に対し、適切な説明や情報提供を行い進路支援に努める。

(6) 健康安全教育の充実と危機管理の徹底

- ・全国体力・運動能力テストを指標にし、課題となった事項について改善に努める。
- ・食に関する指導を教育課程に位置付け、健康についての指導を充実させる。食物アレルギー疾患の対応については、ガイドラインや手引き等を活用し、生徒の状況に応じた食物アレルギー対応マニュアルの策定と教職員の情報共有及び事故防止に努める。アナフィラキシーショック等については、万一の場合、適切に対応できるようエピペンの取扱い手順等の研修を行う。
- ・年1回以上、学校保健委員会（委員に保護者を含む）を開催する。
- ・衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防に努める。特に感染症については、生徒に対し、手洗い・うがい・咳エチケット等感染防止対策を励行と人権的配慮をした指導をする。
- ・運動器具の点検を定期的に行い、事故を未然に防ぐ。
- ・危機管理体制を確立し、「生活安全」「交通安全」「防災安全」等の安全教育に努める。
- ・社会情勢や学校規模等を考慮し、ひきつづき、基本的な感染対策を講じるとともに、保護者とも連携しながら、一人ひとりの子どもの状態を把握し、教職員等全体で支えていく。また、感染症等に関わっての偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意する。

(7) 教職員の服務規律の徹底等

①服務規律の徹底

- ・教職員は、条例・規則で定められた勤務時間を遵守し、服務規律の確立を図り、保護者・市民の信託に応えるようにする。職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守し、生徒等の個人情報や適正に管理する。体罰、教職員間及び生徒に対するセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントは、重大な人権侵害であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人一人が徹底する。教職員の不適切な言動が疑われる場合には、お互い

に声をかけあったり、各主任や管理職への報告が適切に行われる組織体制を構築する。

- ・地方公務員法・教育公務員特例法等の法令を遵守する。教育公務員として公教育を推進する立場にあることを自覚し、常に自己研鑽に励む。教職員として、言動・服装等に留意し、職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守する。また、生徒等の個人情報 を適正に管理すること。また、SNS等の利用については、不特定多数が視聴する可能性があることを踏まえ、その特性や危険性を理解し、教職員としての信頼を損なうことがないよう、責任と自覚を持って行動する。倫理観の確立に努め、生徒、保護者、地域からの信頼を損なわないよう常に意識をする。

②業務改善

- ・教員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと教壇に立てるよう学校教育の水準の維持・向上に資すしながらも校内の状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組と健康管理を徹底する。
- ・教職員一人一人の意識改革を推進し、教職員の「働き方改革」に取り組む。校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組を推進するし学校の業務改善を図る取り組みを進める。
- ・蹊田中学校部活動方針に基づき、練習時間、休養日、長期休業中の休養期間の設定等、適切な部活動運営を行う。
- ・労働安全衛生法に則り、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成を図り、教職員の労働安全衛生における意識を高めるため、教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組の推進と勤務時間管理及び健康管理を徹底する。労働安全衛生法に則り、時間外勤務時間が月 80 時間を超え教職員は、産業医による面接指導の受診について指導する。

(8) 校内組織の活性化

- ・運営委員会が中心となり、基本的な方針に則り、学校全体の連絡調整を図る。

(9) 地域との連携の充実

- ・学校からの情報発信を行い、地域コミュニティ、地域教育協議会など地域の関係機関と連携する。